

Title	ヘルドルプ・ホルツィウス作「マルティン・ヒュロー夫妻の肖像画」 : 17世紀ネーデルラント商人の結婚政策と肖像画
Author(s)	河内, 華子
Citation	待兼山論叢. 美学篇. 45 P.45-P.67
Issue Date	2011-12-26
Text Version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/25096">http://hdl.handle.net/11094/25096</a>
DOI	
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

## ヘルドルプ・ホルツイウス作

### 「マルティン・ヒュロー夫妻の肖像画」

—— 17世紀ネーデルラント商人の結婚政策と肖像画 ——

河内華子

キーワード：肖像画，ネーデルラント，商人，家族

16世紀末から17世紀前半にかけての約半世紀間は、南北ネーデルラントにおいて、肖像画が一部の特権階級から市民階級へと加速度的に受容者層を広げていった時代である。特に家族の肖像画は人気を博し、当時の市民の財産目録には、自分と配偶者、両親、子供などの肖像画の記載が頻繁に登場する。

今日知られているこうした肖像画の作例の多さは、需要の高さを裏づけるとともに、それらが一定の関心を持って保存され受け継がれてきたことを示している。多くの場合、それらは子孫に遺贈され、家族の間に伝えられていった。代を重ねるうちに数を増した家族の肖像画は、ときには2～30点を超える規模のコレクションを形成することもあった。これは、貴族階級に見られる一族の肖像画ギャラリーの習慣を模倣したものとみなされる。家族の肖像画の需要の背景のひとつに、このような上流階級に近づこうとする意識があったことは、広く指摘されているとおりである。

こうした大規模な家族肖像画群のもとをたどっていくと、貿易商人の一族にたどり着くことがしばしばある。これは偶然ではなく、市民階級の中でも、貴族階級へ近づこうとする傾向がきわめて強く見られるのが、この集団だった。彼らの間には、遠隔地貿易を通じて財をなし、行政の分野に

進出し、やがて貴族の称号を獲得して商業から撤退していく事例が多く見られる。また、作品数の多寡にかかわらず、記録によって家族の肖像画を所有していたことが裏づけられる人物たちの間には、やはり多くの貿易商人たちが見出される。

この集団における肖像画需要の高まりは、前述の貴族階級への接近という文脈で説明されることが多いが、執筆者は、これに加えて、彼らの家族観が少なからず影響しているのではないかと考えている。

本論中で述べるように、家族の結びつきは、彼らの公私の活動においてきわめて大きな役割を果たしていた。もともと貿易商人の中には、家族単位の共同企業を活動の基盤とする例が多く見られたが、その構成は、16世紀の間に、単一の家族を核とする中央集権的なものから、複数の家族の緩やかな結びつきによるものへと変化する。この変化は、より広範囲かつ円滑な貿易を可能にしたが、同時に、複雑化した血族・姻族関係を維持していく必要を生んだ。彼らは、商業活動の上だけでなく、生活の様々な場面で連携を取り合い、錯綜した家族のネットワークを築いていたのである。

本稿では、このような貿易商人の家族の肖像画の例として、ヴェネツィアで活動したネーデルラント商人マルティン・ヒュローとその妻マルハレータの夫婦肖像画を取り上げる。この作品の成立背景を明らかにし、その意味機能を考えることが目的である。

## 1. ヒュロー家とデ・フロート家：商人階級における「結婚政策」

マルティン・ヒュロー (Martin Hureau, 1575-1630) とマルハレータ・デ・フロータ (Margaretha de Groote, 1590-1670) の肖像画 [図1・2] は、対幅形式の夫婦肖像画である。

2人は四分の三観面で向き合い、マルティンは、アキンボ (Akimbo) と呼ばれる片手を腰に当てたポーズで、マルハレータは、右手で腰に下げ

た金鎖を手練り、左手で軽くスカートを押さえたポーズで描かれる。服装は、マルティンは袖なしの胴着（wambuis）と中着に、“トルコ風”の膨らませたズボン、折り幅の広い二段重ねの襷襟と、刺繍のあるベルトを身につけている。マルハレータは地模様のある胴着と、マント付の長い上衣（vlieger）をまとい、折りの大きな襷襟、ブレスレットと指輪をつけている。服装・ポーズともに、同時代の上流市民の夫婦肖像画に頻繁に見られるものであり、襷襟の型も年記の示す年代を裏づけている<sup>1)</sup>。

それぞれ画面上部に1608年の年記と、ケルンで活動した南ネーデルラント出身の画家ヘルドルプ・ホルツイウス（Geldorp Gortzius, 1553-ca.1616）のモノグラムを伴う。夫妻は1608年にケルンで結婚しているため、この作品はその折に制作されたと考えられる<sup>2)</sup>。

当時の商人の多くにとって、結婚は当事者同士というより二つの家の契約であり、有力な家と縁組を結ぼうとする「結婚政策」（huwelijkspolitiek）の結果、成立するものであった。ヒュロー夫妻の事例は、その典型例のひとつとして、バーテンス Baetens の研究書の中で取り上げられている<sup>3)</sup>。しかし、17世紀前半のアントウェルペンの商業構造全体を視野に入れた同書の性格上、個々の商人一族についての記述は、要点を押さえた簡潔なものにとどまっている。これに対し、本稿では、家族関係そのものに重点を置く立場から、親族らからマルティンに送られた書簡を手がかりに、成婚までのいきさつを立ち入って追ってみたい<sup>4)</sup>。

マルティンはアントウェルペンの貿易商人の息子として生まれ、父の死後、ヴェネツィアに住んでいた叔父ピーテル・ペリコルネのもとで商売の基本を学んだ。ピーテルは、ペーザロ、アントウェルペン、アムステルダムなどの主要貿易拠点に住む親族たちと「共同企業」（compagnie）を形成して遠隔地貿易を営んでいた<sup>5)</sup>。主な取扱商品は穀物、布製品、弾薬な

どで、取引先は南イタリアからドイツ、ネーデルラント、イベリア半島、ロシアまでの広範囲に及んでいた。マルティンは、ピーテルの“giovane”(見習い、若い従業員)として事業を手伝い、1607年7月に彼が亡くなると、従兄弟のルイと共に事業を引き継いだ<sup>6)</sup>。

この時期、親族からマルティンに送られた書簡からは、ピーテルの死が大きな痛手であった様子が伝わる。従兄弟イエレミアス・バウデウエインス(Jeremias Boudewijns)の手紙には、残された家族の結束を願う心情と、外国で事業の指揮をとる立場になった若者への気遣いがうかがえる。「…あなたが私に求めている庇護と好意については、信頼してくれて構いません。…家族の絆が私をそこに結びつけていますし、あなたの傍らにわずかな親族しかいないことを知っていれば、なおさらです。…」<sup>7)</sup>

彼や他の親族たちは、かねてよりピーテルから甥の結婚について相談を受け、それぞれの拠点で縁談を探していたが、当事者のマルティンがその場にはいないこと、イタリアに住むことを了承する娘が少ないことなどにより、思うように進まなかった<sup>8)</sup>。かといって、現地ヴェネツィアの家系の娘との縁組は、少なくとも親族たちにとっては「勧められない」ものであった<sup>9)</sup>。

今や、マルティンが見習いではなく「一人前の商人」(meester)であることは、叔父の遺産によって十分な資金を得ていたこととも重なって、縁談に有利に働くと期待された<sup>10)</sup>。同時代の多くの事例に見られるように、彼らはまず、親戚筋の一族の中から適齢期の娘を探したことが知れる。故ピーテルの義理の兄弟たちの娘に、相次いで話が持ちかけられたが、いずれも合意には至らなかった<sup>11)</sup>。次いで、ヴェネツィアで活動していたネーデルラント出身の有力商人の娘たちが候補に挙がったが、これらも話が進まなかったようである<sup>12)</sup>。

これらの縁談の経緯については、当然、手紙からすべてがわかるわけで

はないが、良い家柄 (goed geslacht)、裕福 (rijk) さ、美しさ (qualiteit van schoonheit) などを総合して、きわめて注意深く検討がなされたことがうかがえる。例えば、マルティン本人が候補に挙げた豪商コルネリス・デ・ロピアーノの娘については、彼らの一族があまりにも「家柄に誇りを抱いている」ことから、実現は難しいだろうというのが親族らの意見だった<sup>13)</sup>。また、別の資産家の娘との縁談では、父親が「何年も前に問題を起こしている」ことから、二の足を踏んだ様子が伝わってくる<sup>14)</sup>。

ホラントやエノー、ドイツの拠点に範囲を広げて候補者探しが行われた結果、1607年末になって、別の従兄弟を通じて、ニコラース・デ・フローテ (Nicolaes de Grootte) の娘マルハレータの名が浮上する。

ニコラースはアントウェルペンの出身で、1584年以來、家族と共にケルンに住んでいた。彼もまた、共同企業を基盤に遠隔地貿易を営む商人であり、主に香辛料や絹織物の輸出入で財をなしていた。

知人を通じて“調査”が行われた結果、花嫁候補の父親が資産家で、兄弟らも有能な商人であり、母親や姉妹たちも立派な女性との評判であることが伝えられた<sup>15)</sup>。

イエレミアスはマルティンにこの旨を伝え、その気があるなら、一度ケルンに来るように勧めている。当人は、マルハレータが裕福ではあるものの、美しくないのではないかと心配していたらしく、追って、彼女が美人であり、なおかつ「非常に」裕福であることが知らされた<sup>16)</sup>。

5月中旬以降のいずれかの時期に、マルティンはマルハレータとその両親に会うため、ケルンへ向かったと見られる<sup>17)</sup>。8月末頃に花嫁側から正式に承諾の返事があり、9月7日には、54名の出席者を集めて婚約披露宴が執り行われた<sup>18)</sup>。結婚式は10月14日に行われ、11月下旬には新婚夫婦はヴェネツィアに戻っていたことが知られる。

この縁談は、新しい共同企業結成の準備と同時進行で進められていた。

この企業の契約内容については、バーテンスが詳しく明らかにしているため、ここでは要点を述べるにとどめたい<sup>19)</sup>。

新しい企業は、故ピーテルの共同事業者たちに、ヴェネツィア拠点の後継者としてマルティンとルイを加えたメンバーで構成された（相互関係については家系図参照）。参加者の出資によって総資本 85000 ポンドの企業が成立し、そこから各人に年額で給料が支払われた。各拠点での貿易は、この企業母体の活動として行われたが、特に高額な取引を除いては、個人の裁量に任せられる部分が大きかった。契約期間も 4 年間に限定されており、参加者の誰かが死去した際は、その時点で解散となることが定められていた。

契約の時点で、デ・フローター族の関与は目に見える形では現れていないものの、持参金によって援助が行われたことは想像に難くない<sup>20)</sup>。1610 年代に入ると、マルティンとルイは、ニコラースの息子たちの共同企業のヴェネツィアにおける代理人を務めることになる<sup>21)</sup>。さらに 1621 年には、マルハレータの弟フェルディナンドが共同企業の一員であるハスパール・ファン・コーレン (Gaspar Van Colen) の姪アンナと結婚し、一族ぐるみの関係はさらに強化されていった。

以上で見てきた結婚までの流れは、肖像画が成立した当時の状況について、以下のことを明らかにする。

まず、マルティンの立場は、叔父の後を継いだものの未だ不安定であり、準備が進行中だった共同企業のためにも、結婚によって新しい縁故関係を作ることが急務であった。したがって、この件は親族全体の関心事であり、同国人の商人の家系から結婚相手を選ぶ習慣とも相まって、自然、ケルンやアントウェルペンの親族に頼る部分が大きくなった。

次に、縁談の内容に関しては、様々な判断材料が挙がってはいるものの、

相手の実家の経済力や人脈が特に重視されたことは確実である。候補に挙がった娘たちはいずれも、ヴェネツィアで影響力を持つ商人や、その共同事業者の家系に属している。デ・フローテ家の場合も、経済力はもちろんのこと、イタリア貿易における人脈は大きな魅力だったに違いない<sup>22)</sup>。

最後に、この結婚は、確かに親族らによって準備されたものであったが、必ずしも当事者の意志が軽視されていたとみなすことはできない。特に、実質的に仲介役を務めたイエレミアスは、当初より再三にわたって、本人が現地に来て、自分で相手を見定めることを勧めている。マルハレータとの縁談が持ち上がった際も、当人の意思を聞くまでは保留することを明言し、「あなた（マルティン）と他の血縁者たちが良いと思うなら、私も同意するでしょうし、話を進めるのをお手伝いします」と仲介者に返事した旨、書き送っている<sup>23)</sup>。もちろん、これには、後で責任を押し付けられる事態を避ける意図もあっただろう。しかし、同時に、当事者や他の親族の立場を尊重する姿勢を示すことは、礼儀としてきわめて重視されていた様子がうかがえるのである。このような姿勢は、他の手紙にも随所に見出され、様々な続柄の血族・姻族を内包する親族関係を象徴するものといえよう。

総括して、この結婚は、一人の商人が共同企業の一員として認められ、自分の一家を築いていく出発点だったといえる。ヘルドルプに依頼された肖像画は、確かに結婚を記念するものとみなすことができるが、それは共同企業や親族の繋がりとは不可分に結びついた出来事だった。

そのことは、作品を見る者にとって何らかの意味を持ち得たのだろうか。それを知るためには、この作品が誰によって眺められたかを考えねばならない。



## 2. 家族の肖像画の機能をめぐる考察

### 2-1. 観賞場所について

市民階級の家族の肖像画は、寄進者像として祭壇画の中に表される場合を除き、きわめて私的な性格を持ったと考えられている<sup>24)</sup>。通常、それらは注文主（多くの場合、描かれた人物）の住居に飾られ、本人とその家族・親族、友人ら、限られた内輪の人間を第一の鑑賞者としていた。

ただし、鑑賞者の範囲が親しい人間に限られるとは言い切れないことを示す事例もある。17世紀前半のアントウェルペン市民の財産目録の体系的な調査を行った先行研究は、記録された肖像画の設置場所として、玄関に面した居間（voorkamer）や応接室（salette）が選ばれる傾向が顕著に見られることを明らかにした<sup>25)</sup>。つまり、多くの肖像画は、より広範囲な訪問客の目に触れることを想定していたと考えられるのである。

自分や家族の肖像画を所有していることは、当然、それを注文できる経済状態を示唆する。親や祖先の肖像が並べて飾られていれば、前の世代の経済力と同時に、遡って跡づけられる家系の出身であることも示すことができる。それらは、他のジャンルの美術品や豪華な家具調度と共に、裕福な生活を維持できることの証として提示された。特に商人の場合は、商売仲間や取引相手としての信用性のアピールにもつながった。

したがって、市民の家族の肖像画は、鑑賞者層に注目した場合、根本的に次元の異なる機能を持ち得たことになる。本人や家族にとって、それは、自分自身や身近な者の姿を永久化し、その人物の在不在に関わらず、その思い出をとどめておくことのできる装置として機能した。言い換えれば、描かれている人物そのものが本質的な意味を持ったといえる。

これに対し、個人的なつながりの希薄な外部の鑑賞者にとって、描かれている人物そのものは、必ずしも本質的な意味を持ったとは限らない。個々の人物が誰であるか正確に知らなくとも、それが“家族の肖像画”である

ことが認識されれば、ステータス・シンボルとしての役割は十分に果たし得たと考えられるからである。

ヒュロー夫妻の肖像画の来歴は、同時代の多くの例と同様に、この作品が親族の間で受け継がれてきたことを示している。この夫婦肖像画は、1863年の時点でアントウェルペン近郊のブーハウト城（kasteel van Boechout）に保管されていた。

この城は、夫妻の曾孫に当たるセルヴァイス・ファン・コーレン（Servais van Colen）が、1693年に当時の所有者の娘と結婚したことにより、以後1839年までファン・コーレン家の所有となった<sup>26)</sup>。同家出身の叔父からこの城を相続したシャルレ・モレトウス（Charles Moretus）の遺産目録（1863年）には、ファン・コーレン家の縁に連なる者の肖像画21点が記載されており、その中にヒュロー夫妻の肖像が見出される<sup>27)</sup>。

ブーハウト城に入るまでの来歴は、現時点で明らかにできていない。

考えられる可能性のひとつは、この作品が夫妻自身によって注文され、その新居に飾られたというものである。セルヴァイスは、夫妻の次女スザンナの孫であるため、彼女を通して、肖像画が直系の子孫に伝えられたと考えるのが最も無理がないように思われる。

妻を伴ってヴェネツィアに戻ったマルティンは、それ以前と同様、従兄弟のルイと共に、サンタ・ソフィア教区の邸宅に住んだ。この家は、叔父ピーテルが貴族のジュスティニアン家から借りていたもので、庭、2つの井戸、貯蔵庫群を有する大規模な屋敷であったことが知られる<sup>28)</sup>。

マルティンの取引関係の書類の中には、この邸宅のものと思われる無記名の財産目録が保管されている。日付は、彼の死の半年後である1631年4月で、筆跡は妻マルハレータのものとも一致する<sup>29)</sup>。その中には、大広間（portego）にあった「1点の肖像画」と、“mesadi”にあった「2点の肖像画」の記載が見出される<sup>30)</sup>。

後述するように、当時のヴェネツィアでの慣習に従えば、家族の肖像画が飾られるのに最もふさわしい場所は大広間である。しかし、対幅の夫婦肖像画を、片割れのみ飾ることは考えられるだろうか。「2点の肖像画」のほうは、もう一点の「裸婦像」とまとめて記載され、3点で6ポンドという価格見積もりがなされている<sup>31)</sup>。どちらも主題・作者ともに言及されておらず、決め手を欠く。なお、マルハレータの財産目録（1670年）には、肖像画の記載は見出せない。

これ以外に、この作品を指す可能性のある記録として挙げられるのは、マルハレータの弟フェルディナンドの妻アンナ・ファン・コーレンの遺産目録（1650年）に記載された「故人の親族の肖像画8点」である<sup>32)</sup>。アンナの兄ヤン・バルトロメウスの妻は、前述のヒュロー夫妻の次女スザンナであり、彼女とマルハレータは二重に親戚関係を持っていたことになる。この8点の肖像画の中にヒュロー夫妻のものが含まれていたとすると、注文主はマルハレータの両親と考えるのが妥当であろう<sup>33)</sup>。

現時点では、これ以上の来歴の解明は困難であるが、最後に、2つの可能性それぞれについての考察を述べておきたい。

この作品がマルティンらの邸宅に飾られていたとすれば、外部の人間の目に触れることを意図していた可能性がきわめて高い。アントウェルペンの場合と同様、ヴェネツィアのネーデルラント商人たちの間でも、来客を迎える場である大広間（portego）に家族の肖像画を飾る習慣があったことが判明している<sup>34)</sup>。この場所は、屋敷の「顔」というべき役割を持っており、肖像画の他、各地から輸入した家具やテキスタイル、故国の風景を描いた絵や世界地図など、屋敷の主人の素性や、貿易商人としての職業を示す品々が飾られるのが常だった。

1631年の財産目録からは、マルティンらの邸宅の大広間が、種々の絵画や輸入家具、大人数が着座できるテーブルを備え、来客を対応する場と

して用いられていた様子がうかがえる。また、この家は、他都市から訪れる親族や仲間の商人たちの滞在先として、また様々な商談の場所として利用されたことが裏づけられる<sup>35)</sup>。賓客を招いて、新年の「豪華な饗宴」が催されたのも、ここでのことだっただろう<sup>36)</sup>。

ヴェネツィアに戻った当初、マルティンは、叔父の商売仲間や取引相手に新しい共同企業の結成を知らせ、後継者としての自分を認知させる必要があった。加えて、公証人記録に残っている彼の活動を見ると、各種の商取引の代行を請け負ったり、委託したりする内容のものが頻繁に目にとまる<sup>37)</sup>。目に見える形で信用性をアピールすることは、決して無意味ではなかったはずである。

夫妻の肖像画がこの邸宅にあったとすれば、それは個人的な結婚の記念としてだけでなく、商人としての信用を示す道具のひとつとしての機能を持ったと考えられる。

他方、マルハレータの両親が注文主であったとすれば、その第一の動機は、遠方に嫁いだ娘の代わりに、その似姿を手元に置きたいという気持ちであっただろう。この場合、この作品は、彼ら自身の肖像画とともに飾られ、一連の家族の肖像画として眺められた可能性が考えられる。

いずれの場合も、この作品を確実に知っていたと思われるのは、家族・親族である。次節では、家族の肖像画という文脈から、この作品の意味を考えてみたい。

## 2-2. 同時代の家族観

ヒュロー夫妻の親族の中には、家族の肖像画を所有していたことが裏づけられる者が他にも複数見出される [表1・2]。

マルティンの叔父グアルテロ・デル・プラート (Gualtero del Prato) の一家は、1590年代半ばから1610年にかけて、夫妻の肖像画を描いた画

家ヘルドルブに計9点の家族の肖像画を描かせている<sup>38)</sup>。特に、夫妻の結婚の仲介役を担ったグアルテロの妻ルクレティアの肖像(1608年)と、娘婿イエレミアス夫妻の肖像(1610年)[図3・4]が近い時期に成立していることが注目される。

マルティンは、1608年にケルンを訪れた際に、デル・ブラート家の肖像画のうち、少なくとも何点かを目にしたであろう。また、2年後のイエレミアス夫妻の肖像画は、ヒュロー夫妻の肖像画を念頭において制作されたものと考えられる。

これ以外の例としては、従兄弟のルイとエンベルト、マルハレータの両親らが挙げられる。この他にも、知られていない作品が存在した可能性は高いが、彼らの間に家族の肖像画に対する一定の関心が存在したことを示すには十分といえよう。

冒頭で触れたとおり、当時の貿易商人の間には、複数の商人の家族による共同企業を形成していた例が多く見られる<sup>39)</sup>。

国際貿易は、しばしば大きなリスクを伴うものだった。取引先とのやり取りは時間とコストを要し、輸送中の事故や価格の急変、災害や戦争の影響など、不測の事態に左右されることも多々あった。したがって、信用できる代理人の存在は不可欠であり、そのために最も適任とみなされたのが、血族・姻族を合わせた広い意味での「家族」だったのである。

彼らは様々な手段によって、この家族のネットワークを強化し拡大しようと試みた。マルティンの事例が示すように、結婚相手の選択が重要な関心事であった一因も、ここに帰することができる。また、すでに姻戚関係にある一族と、重ねて縁組を結ぶことも頻繁に行われた。

同時に、親族の内部での信頼関係は商売の拠りどころであり、個々の構成員には、それを保つ努力が求められた。その具体的な手段として、彼ら

は、商業活動の上だけでなく、互いの家族の重要な出来事に際して、積極的に関与し援助し合った。

マルティンの場合を例にとってみると、彼は叔父のもとで商人としての訓練を受け、親族の紹介でマルハレータと結婚した。二人の間の子供たちは、いずれもイエレミアスをはじめとする親族の立会いで洗礼を受け、さらに何人かは親族の世話で遠縁に当たる者と結婚している。また、マルハレータの甥はマルティンのもとに預けられて、商人としての基礎を叩き込まれた。これらは、この一族に限ったことではなく、当時の多くの商人の間に見られる習慣である。

コーイマンス Kooijmans は、このような親族関係を象徴するものとして、商人たちが互いを指して用いた「友人」(vrienden) もしくは「友人関係」(vriendschap) という言葉を挙げている<sup>40)</sup>。それによると、近世において、この言葉は現在と同じ意味でも使われたが、非常にしばしば「血縁者」(verwanten) および「血縁関係」(verwantschap) と同義で用いられた。

マルティンの親族たちの書簡からは、この言葉が、彼らの結びつきを確認する符丁のような役割を果たしていたことが見て取れる。

ピーテルの死の直後、第一に必要と考えられたのは、残された者たちの間に「友人関係」と親愛の情が保たれることだった<sup>41)</sup>。遺産をめぐる親族間で問題が起きたときは、「友人関係」を保つことの重要性が論された<sup>42)</sup>。

この関係は、彼らが互いに遠く離れた土地にいることによって、その重要性がより強く認識されていた。マルティンの従兄弟の一人が明確に言葉にしているように、「特に外国にあっては、友人関係は非常に価値のあるもの」だったのである<sup>43)</sup>。さらに、「友人関係」が家族の絆を保つ手段として、明確に意識されていたことを示す例もある。共同企業の一員であったヤン・ファン・コーレンが、ケルンからヴェネツィアに移り住むことになっ

たとき、彼の家族は移住先に頼れる知人を持っていなかった。ルクレティアはマルティンを通じて、ヤンの妻の話し相手になってくれるよう、マルハレータに頼んでいる。そうすることは、妻たちだけでなく、双方の家同士の「友人関係」を保つことにつながるだろう、と彼女は結んでいる<sup>44)</sup>。

以上で見てきたように、共同企業を形成する商人たちにとって、家族は家庭を構成する単位であると同時に、商業活動の基本となる単位だった。さらにそれは、私生活の上でも重要な役割を果たしていたのである。

このような家族のあり方や、それを支える家族観は、現段階で肖像画に直接結びつくものとはいえ、その機能を明らかにするものでもない。しかし、家族の肖像画の需要の根底にあるものを考える際、vriendschap という言葉は、ひとつの鍵となるのではないだろうか。

「家族」の肖像画は、彼らにとって「友人関係で結ばれた者」、より正確に言えば「友人関係を保つべき者」の肖像画であった。その絆は、手紙のやり取りの中で、あるいは子供の洗礼や教育、結婚、経済的苦境の折における支援など、実際の行為を通じて、頻繁に示し合い、確認し合う必要があった。肖像画も、そのひとつの手段として必要とされた可能性が考えられるのである。

## 結論

本稿では、マルティン・ヒュロー夫妻の肖像画を取り上げ、その成立背景、想定される機能、および同時代の家族観との関わりについて論じた。観賞場所が特定できていないことにより、機能の問題については十分明らかにできなかった。しかし、この作品を「家族の肖像画」という文脈においてとらえ、その背景にある家族観についてひとつの視点を提示する目的は果たせたものとする。この家族観が、絵画表現や鑑賞方法の上でどの

ように表れているのか、具体的に探っていく作業は、今後の課題としたい。

## 注

- 1) 襪襟 (plooikraag) は、1590 年頃から幅・高さともに大きくなっていき、襪の形も複雑になっていく。1610 年頃には、「石臼襟」(molensteenkraag) と呼ばれる 10cm 以上の厚みを持つタイプが主流となった。ヒュロー夫妻が身につけているものは、16 世紀のものに比べて幅広で襪も大きいのが、折りが比較的単純で規則的であり、1605-1615 年頃に位置づけられる。
- 2) Floris Prims, "Oud-Antwerpsche Portrettengalerie, Nr. 225: Martinus Huriau en Margarita de Groot", *Zondagsvriend*, dagblad, 21 mei 1936.
- 3) Roland Baetens, *De nazomer van Antwerpens welvaart*, vol.1, 1976, pp.186-194.
- 4) 本稿で扱う書簡は、特に注記のない限り、いずれもマルティン・ヒュローに宛てられたもので、アントウェルペン古文書館 (SAA) の以下の分類フォルダに収められている: IB (Insolvente Boedelskamer) 22, Briefwisseling gericht aan Martin Hureau; 1606-1631.  
 なお、人名表記については、出身や活動場所に応じて揺れが見られるが、本稿では基本的にオランダ語表記を採用し、読みもこれに倣うものとする。
- 5) ネーデルラントにおける共同企業の体系的な研究としては、以下のものが挙げられる。Wilfrid Brulez, *De firma della Faille en de internationale handel van Vlaamse firma's in de 16<sup>de</sup> eeuw*, 1959.
- 6) ピーテルの活動については、以下の文献に負う。Greta Devos, Wilfrid Brulez, *Marchands Flamands à Venise*, vol.2, 1986, pass.; Maartje van Gelder, *Trading Places: The Netherlandish Merchant Community in Venice, 1590-1650*, Dissertation, Universiteit van Amsterdam, 2007.
- 7) "(...) de protextie ende faueur dat u van my voor u versoekt, (...)dat mach u wel versekert syn, (...) de alliantie van maeschap verbint my daertoe, te meer dat ik weet u met luttel vrinden versien syt van u syde, (...)” (イエレミアス・バウデウエインスの書簡、1607 年 10 月 7 日付)
- 8) イエレミアスの書簡、同上。
- 9) "(...) tot een Venetye oft Italiaense dochter en kan ick u niet raeden, oock dunckt my wat seltsaem dat u eenighe inclinatie daertoe heft, (...)” (イエレミアスの書簡、同上)

ヴェネツィア在住のネーデルラント商人が現地の女性と正式に結婚するこ



とは稀であった。理由は、商業活動上の利点が多い同国人同士の縁組が望まれたことが大きいと考えられる。Van Gelder, *op. cit.*, pp.165-169.

- 10) 叔母クレティア・ペリコルネの書簡、1607年10月12日付。
- 11) 書簡から判明するのは、グリエルモ・ティルマンズとペーテル・キントの娘との縁談である。グリエルモは彼らの共同企業の一員であり、ペーテルはヴェネツィアの有力商人ヘルマン (Helman) 一族と縁続きであることが大きかったものと思われる。
- 12) 具体的に挙がっているのは、コルネリス・デ・ロビアーノ (Cornelis de Robiano) の他、先述のヘルマン家 (前注参照) の親戚であったデ・バーラモント (de Barlamont) とゼーヘルマン (Zegelman) の両家の娘たちである。(イエレミアスの書簡、1607年10月7日付およびクレティアの書簡、1607年10月12日付)
- 13) “(..)myn vrees soude syn dat het qualyck soude gelucken aldaer, doer dien al wat groot in hun wapenen syn(..)” (イエレミアスの書簡、同上)
- 14) “(..) dat den vader voor lange jaren eens fout deed (..)” (イエレミアスの書簡、同上)
- 15) “(..) byden vader daer syn shoon middelen, (..) de dochters syn degelycken, de moeder oock ende een fyn vrou, als oock de soonen bequaem, (..)” (イエレミアスの書簡、1607年12月22日付)  
特に、マルハレータの姉が3000ポンドという高額の持参金と共にヴォルピ家に嫁いでいることが特筆されている (同上、および叔父エンベルト・トーリンクスの書簡、1608年7月10日付)。
- 16) Baetens, *op. cit.*, p.187.  
“(..) die dochter die ul. ons is allenerende lelich is maer ryck. Ul. moet weten dat wy anders g[e]informeert sijn, ende (..) verstaen [dat se] seer schoen en fray is datse seer ryck is. (..)” (従兄弟ルイ・デュ・ボワの書簡、1608年7月18日付)
- 17) 5月13日にマルティンはルイに各種取引の代行を委任し、以後11月末までヴェネツィアでの活動記録は途絶える。Devos, Brulez, *op. cit.*, No.2226.
- 18) エンベルトの書簡、1608年7月1日付、およびアンナ・ペリコルネの書簡、1608年9月17日付。
- 19) Baetens, *op. cit.*, pp.187-189.
- 20) ニコラースの遺言書 (1608年3月) により、子供たちは結婚に際して、等しく5000ポンドの持参金を与えられることになっていた。共同企業の契約時に、マルティンは未婚のルイの1.7倍の出資金を供出しているほか、2人

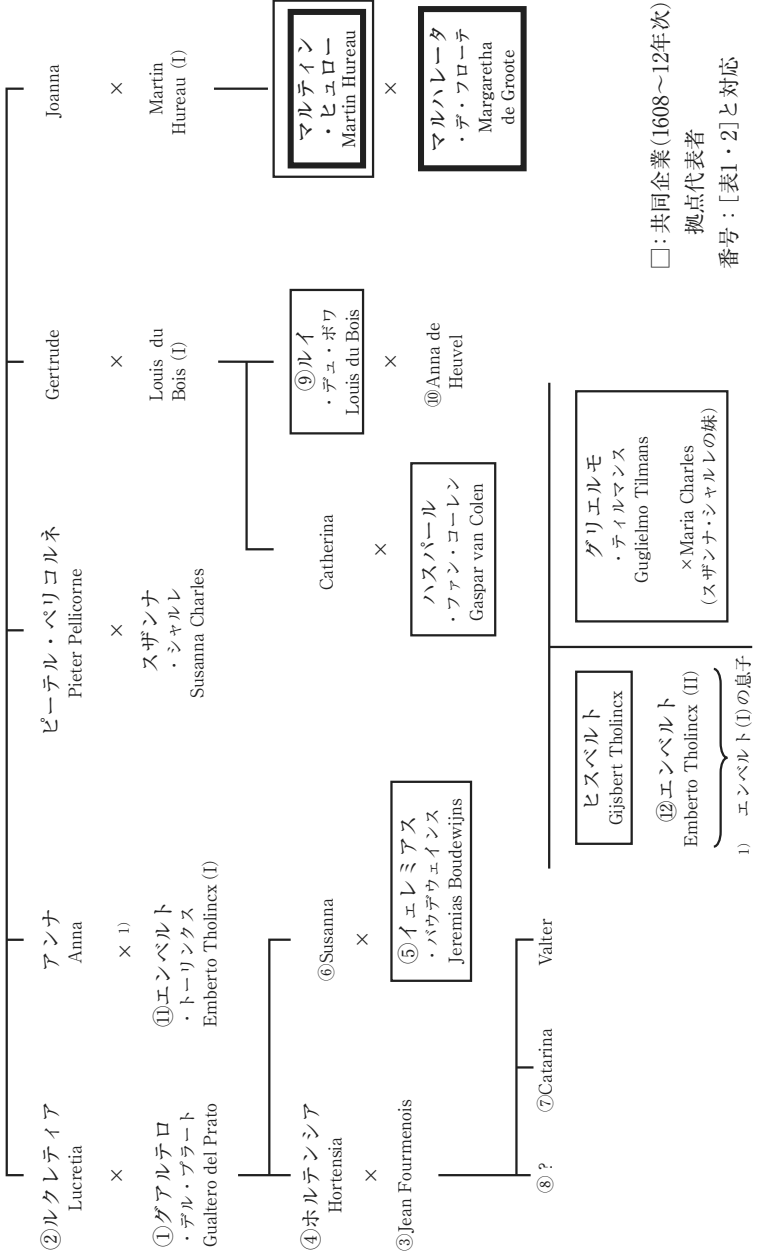
- 分の家計費を負担することに同意している。SAA, IB 22, Handelsdocumenten vnl. Italiaanse stukken;1614-1631; Baetens, *op. cit.*, vol.2, p.20.
- 21) Gertrud Susanna Gramulla, *Handelsbeziehungen Kölner Kaufleute zwischen 1500 und 1650*, 1972, p.307-308.
- 22) ニコラースは、ヴェネツィアの大商人ガルビ家を通じて同地の貿易に関与しており、また、マルハレータの姉の嫁ぎ先ヴォルピ家は、北イタリアを活動の中心とする国際運送業者であった。Gramulla, *op. cit.*, p.299; Baetens, *op. cit.*, vol.2, p.184.
- 23) "(...) soo segge [ik] dat als ul. ende ander vrienden het gerade vinden, ik het mede goet vinde ende gerne wil helpen bevoorderen, (...)" (イエレミアスの書簡、1608年12月22日付)
- 24) Eddy de Jongh, *Portretten van echt en trouw*, 1986, p.23.
- 25) Katlijne Van der Stighelen, "Burgers en hun portretten", *Stad in Vlaanderen*, 1991, p.143.
- 17世紀アントウェルペンの美術品を含む財産目録については、以下の浩瀚な資料集成がある。Erik Duverger, *Antwerpse kunstinventarissen uit de zeventiende eeuw*, vol.1-vol.13, 1984-2009. なお、肖像画の設置場所に関する同様の傾向は、北ネーデルラント諸都市においても見られることが報告されている。Frauke Kathrin Laarmann, *Het Noord-Nederlands familieportret in de eerste helft van de zeventiende eeuw*, Dissertation, Universiteit van Amsterdam, 2003, pp.84-88.
- 26) ブーハウト城については、以下の文献がある。Josef Jacobs, J. de Ghellinck d'Elseghem, "Het kasteel van Boechout", *De woonstede door de eeuwen heen*, vol.24, 1974, pp.3-17. ファン・コーレン家の系譜は以下の文献に負う。*Annuaire de la noblesse belge*, 1933, pp.176-180.
- 27) Roger Moretus Plantin de Bouchout, *Demeures Familiales*, 1950, p.102.
- 28) Devos, Brulez, *op. cit.*, vol.1, No.1726; Van Gelder, *op. cit.*, p.172.
- 29) SAA, IB 22, Handelsdocumenten vnl. Italiaanse stukken; 1614-1631. マルティンは、1630年10月に、おそらく伝染病のためにヴェネツィアで亡くなっている。その後、マルハレータは1631年10月までの間にケルンに移り、1632年にアントウェルペンに住居を定めた。
- 30) "(In portego) ... un quadro con retracti : £8", "(In mesadi) ... doi quadri con retracti et uno donna nude : £6".
- 31) 単純計算で1点当たり2～3ポンドの間ということになる。同時期の注文制作の肖像画の価格は、特に知名度の高い画家の場合を除き、10～20フル

- デン（≒ 1.5 ～ 2 ポンド）を超えることは稀であった。Van der Stighelen, *op. cit.*, p.143.
- 32) "(In de Tapytcamer neffens de groote Salette) ... Acht Contrefeytsels van d' Maechschap der Afflyvige" (Duverger, *op. cit.*, vol.6, p.150)
- 33) 花嫁の親による結婚肖像画の所有例としては、リュベンスの最初の妻イザベラの父親ヤン・ブランドの事例が挙げられる。Katlijne van der Stighelen, *Hoofd- en bijzaak*, 2008, p.101.
- 34) 例えば、コルネリス・デ・ロビアーノは自分と妻、3人の子供たちの肖像画を、ニコロ・ペレッツは自分と2番目の妻、妹、従兄弟、亡くなった最初の妻と息子らの肖像画を、それぞれ大広間に飾っていた。カルロ・ヘルマンの邸宅には、一族の肖像画17点が様々な部屋に掛けられていたが、その筆頭は、大広間にあった“東洋風の衣装をまとった”本人の肖像であった。Van Gelder, *op. cit.*, pp.162-163.
- 35) Devos, Brulez, *op. cit.*, No.2600, pass.; Baetens, *op. cit.*, p.190.
- 36) ネーデルラント連邦共和国の大使ヨーハン・ベルク (Johan Berck) は、1624年と1627年の2度にわたって、マルティンの催した新年の「豪華な晩餐」に招かれたことを記している。Rijks Universiteit Gent, Handschriftenbibliotheek, Nr. 1473, "Reisjournaal van Johan Berck" fol.38, 67; Baetens, *Ibid.*; Van Gelder, *op. cit.*, p.138.
- 37) 独立後の最初の3年間 (1608-10年) を例にとると、銀行取引や債権回収の代行を請け負っている事例が9件 (うち7件が共同企業のメンバーからの委託)、代理人へ委託している事例が15件にのぼる。保証人 (主として貿易船の船長の身元の保証) を引き受けているものも7件確認される。Devos, Brulez, *op. cit.*, pass.
- 38) いずれもアムステルダム国立博物館所蔵。All the paintings of the Rijksmuseum in Amsterdam, 1976, pp.239-241; Gerdien Wuestman, "Het familie boeckje van Pieter Boudaen Courten (1594-1668)", *Bulletin van het Rijksmuseum*, vol.53, nr.1, 2005, pp.19-42.
- 39) 共同企業とその内部の家族関係についての概要は、Brulez, Baetens, Kooijmansらの研究に負う。主なものは、すでに挙げているBrulezおよびBaetensのもの他、以下が挙げられる。Luc Kooijmans, "De koopman", *Gestalten van de gouden eeuw*, 1995, pp.65-94.
- 40) Luc Kooijmans, *Vriendschap van de kunst van het overleven in de zeventiende eeuw*, 1997, pp.14-18.
- 41) "(...) soo is het beste al goy vrinschap ende genegenheit tussen de

- mens[\*\*\*] overgeblevene sy, (...)” (イエレミアスの書簡、1607年10月7日付)  
\* : 上書きにより、もとの文字・訂正後の文字ともに判読困難
- 42) イエレミアスの書簡、1608年2月16日付。
- 43) “(...) vrintschap is veele weerdich in sonderheyt buytenlants, (...)” (従兄弟  
ヒスベルト・トーリンクスの書簡、1609年10月13日付)
- 44) “(...) soo bidde ic aen ul. huysvrouwe dat sy haer in alles wil vrientschap  
doen, (...) ende cosyn, die soude oock gheern vrinschap met ul. ende het huys  
houden.” (ルクレティアの書簡、1612年6月2日付)

(大学院博士後期課程学生)

[家系図]



□：共同企業(1608～12年次)  
 ○：拠点代表者  
 番号：[表1・2]と対応

1) エンベルト(I)の息子

[表1] 現在知られている作品

※家系図中の番号

一族	※	像主	年記	来歴
デル・ブラート	③	ジャン・フォルメノワ	—	ポペンスブルフ城(Kasteel Popkensburg, Middelburg) (~1863年) ; アムステルダム国立博物館  (Marius Fokker, <i>Zelanda Illustrata</i> , IV, 1905, pp.49-50; <i>All the paintings of the Rijksmuseum in Amsterdam</i> , 1976, pp.239-241)
	④	ホルテンシア・デル・ブラート	1595	
	①	ダアルテロ・デル・ブラート	1597	
	④	ホルテンシア・デル・ブラート	1599	
	⑦	カタリーナ・フォルメノワ	1604	
	⑧	カタリーナ・フォルメノワの妹	1606	
	②	ルクレティア・ペリコルネ	1608	
	⑤	イエレミアス・バウデウエインス	1610	
デ・フロート	—	ニコラース・デ・フロート	不明	ミュデルスハイム城 (Kasteel Müdersheim, Euskirchen) (Baetens, <i>De nazomer van Antwerpens welvaart</i> , vol.2, ils.)
	—	マリア・ファン・ブルーセヘム(ニコラースの妻)	不明	

[表2] 記録によってのみ知られる作品

一族	※	像主	記録
トリーニングス / ファン・コーレン	⑫	エンベルト・トリーニングス二世	エンベルト二世の財産目録 (1641年9月14日) (Duverger, <i>Antwerpse kunstmentarissen uit de 17de eeuw</i> , vol.4, p.429.)
	—	マルフリート・ファン・コーレン(エンベルト二世の妻)	
	(⑪) (⑫)	エンベルト・トリーニングス ("Ouden sieur Embert Tholincx")	アンナ・ファン・コーレンの財産目録 (1650年10月) (Duverger, <i>op. cit.</i> , vol.6, p.150-151.)
デュ・ボワ	⑨	ルイ・デュ・ボワ	マリ・スザンヌ・デュ・ボワの財産目録 (1725年頃) (Xavier du Bois de Vroylande, Christophe de Fossa, <i>La famille du Bois de Nevele, d'Aische et de Vroylande</i> , 2006, p.67.)
	⑩	アンナ・デ・フーヴェル (ルイの妻)	

[図版] (いずれもヘルドルプ・ホルツイウスの作品)



1. 《マルティン・ヒュローの肖像》  
1608年 個人蔵



2. 《マルハレータ・デ・フローテの肖像》  
1608年 個人蔵

Copyright: Bureau voor Iconografie, Vereniging van de Adel van het Koninkrijk België vzw.



3. 《イエレミアス・パウデウエインスの肖像》  
1610年 アムステルダム国立博物館



4. 《ルクレティア・デル・プラートの肖像》  
1610年 アムステルダム国立博物館

Copyright: Amsterdam Rijksmuseum

## SUMMARY

**Pendant Portraits of Martin Hureau and Margaretha de Grootte by Geldorp Gortzius: The “Politics of Marriage” and Portraits of Netherlandish Merchant Families in the 17<sup>th</sup> Century**

Hanako KAWAUCHI

During the last decades of the 16<sup>th</sup> and the first half of the 17<sup>th</sup> century, portrait paintings gained considerable popularity among middle class citizens in the Netherlands. The rising merchant class became one of the most important patrons, with a remarkable preference for portraits of family members. This paper is case study of the actual conditions in which the merchants possessed the portraits of their families.

The pendant portraits discussed here were most likely commissioned on the occasion of the sitters' marriage. Firstly, this background is investigated (section 1 and 2-1).

Archival research reveals that this event was crucially important not only for the young couple but also for their families. Like many contemporary merchants engaged in long-distance trade, they had formed firms consisting of different mercantile houses. Marriage was one of the most effective means of establishing and reinforcing commercial networks.

From this perspective, the pendant portraits of Martin Hureau and Margaretha de Grootte could be examined as “portraits of family members” (section 2-2). Geldorp Gortzius, the painter of these works, had also painted a sequence of portraits for Martin's uncle's family, which was also involved in their trading company. Several other members of the firm possessed likenesses of their close kin as well. These portraits were accessible for the family members and would be seen as a reminder of their family ties, which played an essential role in their social- and private life.